

福島県生活交通対策協議会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、福島県生活交通対策協議会設置要綱（平成13年2月20日、以下「要綱」という。）第10条の規定により、福島県生活交通対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(路線の休廃止の意向の申出)

第2条 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「バス事業者」という。）は、福島県内の路線を休止し、又は廃止しようとするときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第15条の2第1項の規定に基づく6月前（第6条第1項及び第2項に規定する場合にあっては、30日前）までの届出に先だて、次に掲げる事項を記載した申出書（様式第1号）により協議会の会長へ申し出るものとする。ただし、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第1号及び第3号に規定する場合を除く。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 休止又は廃止しようとする路線
- (3) 休止又は廃止の予定日
- (4) 休止の申出の場合は、予定する休止の期間
- (5) 休止又は廃止を必要とする理由

2 前項の申出書には、路線図及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

- (1) 当該バス事業者の現況
 - ア 輸送量（過去3年間の実績）
 - イ 経営状況（過去3年間の損益の状況、原価の概要等）
- (2) 協議対象路線の現況
 - ア 輸送量（過去3年間の路線密度、乗車密度、乗降人数等）
 - イ 運行状況（運行回数、運行時刻の概要等）
 - ウ 収支状況（過去3年間の営業収支実績等）
 - エ 当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容

3 バス事業者は、第1項の規定による申出を行う前に関係市町村長へ連絡し、路線廃止の是非、廃止代替措置及び休廃止予定日等について事前協議を行うものとする。

4 前項の規定により事前協議が調った場合には、関係市町村長及びバス事業者は、第1項の規定による申出書に事前協議結果報告書（様式第2号）を添付するものとする。

5 バス事業者は、第1項の規定による申出以前に、関係市町村長に対して積極的な情報提供を行うとともに、協議会において協議する期間が十分に確保できるよう配慮するものとする。

(事業の休廃止の意向の申出)

第3条 バス事業者は、福島県内の事業を休止し、又は廃止しようとするときは、道路運送法第38条第2項の規定に基づく6月前（第6条第1項及び第2項に規定する場合に

あつては、30日前)までの届出に先だつて、次に掲げる事項を記載した申出書(様式第3号)により協議会の会長へ申し出るものとし、協議会で生活交通の確保のために十分な検討が可能となるよう配慮するものとする。ただし、道路運送法施行規則第25条第2項で準用する第15条の4第1号及び第3号に規定する場合を除く。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 休止又は廃止しようとする路線又は事業区域
- (3) 休止又は廃止の予定日
- (4) 休止の申出の場合は、予定する休止の期間
- (5) 休止又は廃止を必要とする理由

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の申出について準用する。

(代替輸送サービスの内容を変更する旨の申出)

第4条 代替輸送サービス(協議会の決定に基づき実施している輸送サービスをいう。以下同じ。)を提供している事業者(以下「代替輸送サービス事業者」という。)が、当該代替輸送サービスの内容を変更しようとするときは、実施予定日の6月前(第6条第3項に規定する場合にあつては、30日前)に先だつて、又は代替輸送サービスを提供している市町村長が、当該代替輸送サービスの内容を変更しようとするときは、実施予定日の30日前に先だつて、次に掲げる事項を記載した申出書(様式第4号)により協議会の会長へ申し出るものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更しようとする代替輸送サービスの内容(新旧の対照を明示すること。)
- (3) 変更の予定日
- (4) 変更を必要とする理由

2 前項の申出書には、路線図及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

- (1) 協議対象路線の現況
 - ア 輸送量(過去3年間の路線密度、乗車密度、乗降人数等)
 - イ 運行状況(運行回数、運行時刻の概要等)
 - ウ 収支状況(過去3年間の営業収支実績等)

3 代替輸送サービス事業者は、第1項の規定による申出を行う前に関係市町村長へ連絡し、変更しようとするサービスの内容、変更予定日等の事前協議を行うものとする。

4 前項の規定により事前協議が調った場合には、関係市町村長及び代替輸送サービス事業者は、第1項の規定による申出書に事前協議結果報告書(様式第2号)を添付するものとする。

5 代替輸送サービス事業者は、第1項の規定による申出以前に、関係市町村長に対して積極的な情報提供を行うとともに、協議会において協議する期間が十分に確保できるよう配慮するものとする。

(地方協議会の開催等)

第5条 要綱第6条第4項の規定により協議会が定める地方協議会の協議事項は、決定後速やかに協議会の会長から地方協議会の会長へ通知するものとする。当該協議事項を変更したときも同様とする。

- 2 協議会の会長は、第2条第1項、第3条第1項及び前条第1項の規定による申出があったときは、速やかに関係する地方協議会の会長へ様式第5号により通知するものとする。
- 3 地方協議会の会長は、前項の通知に基づき、又は必要に応じて、会議を招集するものとする。
- 4 第2条第1項、第3条第1項及び前条第1項の規定による申出にかかる路線又は事業が、複数の地方協議会に関わるときは、関係する地方協議会が合同で開催することができる。
- 5 地方協議会の会長は、会議開催後速やかに、協議した内容及び結果について協議会の会長へ様式第6号により報告するものとする。
- 6 前項の報告内容について、協議会の会長が適当であると認めるときは、地方協議会の協議結果をもって、協議会の協議結果とすることができる。
- 7 この要領に定めるもののほか、地方協議会に関して必要な事項は、地方協議会の会長が定める。

(関係市町村とバス事業者等で事前協議又は調整が調った場合の地方協議会の特例)

- 第6条 第2条第3項、第3条第2項及び第4条第3項に基づき、関係市町村長とバス事業者又は代替輸送サービス事業者の間で事前協議が調い、協議結果報告書を協議会の会長へ提出したときは、協議会の会長は地方協議会の会長へ前条第2項により申出書とともに通知して意見を求め、地方協議会の会長が事前協議結果の内容を適当であると認めるときは、事前協議結果をもって地方協議会の協議結果とすることができる。
- 2 代替輸送サービスを提供している市町村長が、その代替輸送サービスの内容を変更しようとする場合で、第4条第1項の規定に基づく申出の内容について、地方協議会の会長が適当であると認めるときは、当該内容をもって、地方協議会の協議結果とすることができる。複数市町村が共同運行している場合で、関係市町村間で事前協議が調ったときも同様とする。
 - 3 前条第5項及び第6項の規定は、前2項の規定に準用する。
 - 4 バス事業者、代替輸送サービス事業者又は市町村長は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、地方協議会での協議を希望する場合には、地方協議会の会長に開催の要請を行うことができる。

(代理出席)

- 第7条 協議会及び地方協議会は、構成員が同一の所属機関・団体にある者に委任した場合に限り、代理出席を認めることができる。

(意見聴取)

- 第8条 要綱第8条の規定による利用者団体の代表その他関係者の出席の要請は、協議会又は地方協議会の会長が行うものとする。
- 2 輸送サービスの提供主体の協議において、代替運行希望事業者から運行希望の表明等があった場合には、その意見を聴くこととする。

(書類の提出等)

第9条 協議会及び地方協議会の会長は、会議運営上必要があるときは、各構成員に対して書類の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 協議会及び地方協議会の会長は、関係事業者（代替運行希望事業者を含む。）に対して生活交通の確保に関する協議を進めるうえで必要と認められる情報についての開示及び説明を求めることができる。

（会議の公開）

第10条 協議会及び地方協議会は、原則として公開するものとする。ただし、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し協議等を行う場合、又は協議会若しくは地方協議会の会長が、当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認めるときは、全部又は一部の会議を公開しないことができる。

2 前項ただし書きにより、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

3 公開している会議中において、協議会又は地方協議会の会長が会議を非公開とすべきであると認めるに至ったときは、会議を非公開とすることができるものとする。

4 会議を公開するにあたっては、県民が傍聴できるよう配慮するとともに、会議を公正かつ円滑に運営するため、傍聴にかかる遵守事項を別に定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

（協議結果の尊重等）

第11条 協議会及び地方協議会の構成員は、協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項を実施するものとする。

2 協議会及び地方協議会において、路線又は事業の休廃止の届出から6月以内に協議が調わない場合には、届出どおりにバス事業者が路線又は事業の休廃止を行うことを妨げるものではない。

（県境路線の取扱い）

第12条 隣接する県にまたがる県境路線の取扱いについては、福島県生活環境部生活交通課が関係県と調整のうえ、別に定める。

（地域公共交通会議の協議結果の取扱い等）

第13条 要綱第7条第1項の規定により、地域公共交通会議を協議会の分科会にしようとするときは、地域公共交通会議の主宰者は協議会の会長へ申出書（様式第7号）を提出するものとする。

2 前項の申出内容について、協議会の会長が適当であると認めたときは、分科会とした旨を速やかに関係する地方協議会の会長へ通知するものとする。

3 協議会の分科会とされた地域公共交通会議の主宰者は、第1項による申出書の内容に変更があったときは、速やかに協議会の会長へ報告するものとする（様式第8号）。

4 前項の報告内容について、協議会の会長が適当であると認めたときは、速やかに関係する地方協議会の会長へ通知するものとする。

5 協議会の会長は、第2条第1項、第3条第1項及び第4条第1項の規定による申出が

あったときは、速やかに関係する協議会の分科会とされた地域公共交通会議の主宰者へ様式第5号により通知するとともに、その写しを関係する地方協議会の会長へ送付するものとする。

- 6 協議会の分科会とされた地域公共交通会議において、要綱第6条第4項の規定に基づき協議会が定めることとされた事項について協議が調ったときは、地方協議会において協議が調ったものとみなす。
- 7 協議会の分科会とされた地域公共交通会議の主宰者は、その協議が調ったときは、速やかに関係する地方協議会の会長を經由して協議会の会長へ報告するものとする（様式第9号）。
- 8 前項の報告内容について、協議会の会長が適当であると認めたときは、協議会の協議結果とすることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成13年7月13日から施行する。
- 2 平成14年2月1日から平成14年7月31日までの期間に、道路運送法第15条の2第1項又は同法第38条第2項の規定に基づく届出を行う予定のバス事業者にあつては、第2条第1項又は第3条第1項の規定にかかわらず、当該届出の3月前までに協議会の会長へ申し出るものとする。

附 則

この要領は、平成14年2月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 休廃止予定日を平成18年4月1日以降とするものについては、この要領の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月5日から施行する。